

地方独立行政法人府中市病院機構

第4期中期目標

(令和6年度～令和9年度)

府 中 市

目 次

前文

第1 中期目標の期間

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

- 1 病院それぞれの役割に応じた医療機能の確保と連携の強化
- 2 市の施策との連携及び医療提供体制の確保

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

- 1 医師・看護師をはじめとした人材の確保
- 2 市民から選ばれる病院づくり
- 3 法人運営管理体制の確立
- 4 医療機能や連携の強化等に係る数値目標の設定

第4 財務内容の改善に関する事項

- 1 経営機能の強化による自立した病院運営
- 2 計画的な設備投資

第5 その他業務運営に関する重要事項

- 1 地方独立行政法人化による病院運営改善の検証
- 2 その他の事項に係る数値目標の設定

前文

地方独立行政法人府中市病院機構（以下「病院機構」という。）は、平成24年4月に設立されて以来、府中市民病院及び府中北市民病院（以下「両病院」という。）の医療機能の維持を図りつつ、市民が安心して住み慣れた地域で生活できる医療・介護サービスの提供に努めてきた。

草創期である平成24年度から平成27年度までの第1期期間、府中市民病院の改築完了や府中北市民病院のサービス付き高齢者向け住宅の整備等といった病院の機能整備に取り組んだ平成28年度から令和元年度までの第2期期間、そして、いわゆる「コロナ禍」により社会構造や市民の日常生活が変化を余儀なくされた中で公立病院としての役割を模索した令和2年度からの第3期期間と、「支える医療」をキーワードに、病院機構は一貫して地域に必要な医療サービスの提供に努めるとともに、高齢化が進む中で、市民ができるだけ長く住み慣れた地域で生活できるよう、在宅生活を支援するサービスの提供に努めてきた。特に、令和2年から市内でも新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナ」という。）が猛威を振るった中、両病院とも他の医療機関等と協力して発熱患者の外来診療、検査やワクチン接種を担当しただけでなく、府中市民病院では新型コロナ感染者を受け入れて入院治療を行うなど、市民の生命と健康の確保に大きく寄与したことについては、市として改めて両病院の存在意義を実感したところであり、感謝の意を表すものである。

現在、国においては、人口減少や少子高齢化が続く中で各地域において質が高く効率的な医療提供体制を整備すべく各種施策が一体的に推進されているが、そのような中、各都道府県においては地域医療構想を策定し、各地域の地域医療構想調整会議で令和7年における必要病床数の確保に向けた病床機能の分化や連携の促進に関する検討・協議が進められるなど、限られた医療・介護資源を地域全体で最大限効率的に活用することを求めている。

加えて、全国の公立病院は令和5年度中に公立病院経営強化プラン（以下「経営強化プラン」という。）を策定し、地域医療構想を踏まえた各病院の果たすべき役割・機能及び病院間の機能分化・連携強化策をまとめ、持続可能な病院経営を可能とすべく経営強化の取組を推進することとされた。

このため、病院機構においても、中期計画を策定する中で市と協力して経営強化プランの内容をとりまとめ、地域医療構想調整会議での協議に附すことが求められている。これまでに市では、両病院を維持するために様々な支援を行っており、今後も必要な支援を継続する予定であるが、市民が必要とする医療機能を両病院が安定して提

供し続けるためにも、将来推計や各種診療データ等に基づく両病院の担うべき医療機能や役割に関する検証を適切に実施していくことが必要である。

また、病院機構の経営強化には、その財務内容の改善が欠かせない。院内で感染症が拡大した際の診療制限や昨今の原材料及び各種燃料価格の高騰など、病院の収支改善を困難にする要素は依然として多い。それでも尚、病院機構は、地域に必要な医療提供体制を確保し続けるという自治体病院としての使命を果たすべく、独立採算制の確立に向けて引き続き両病院の収支の改善に取り組まれたい。地方独立行政法人制度の特徴を活かした両病院の具体的な経営強化に強く期待するものである。

第1 中期目標の期間

令和6年4月1日から令和10年3月31日までの4年間とする。

第2 住民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 病院それぞれの役割に応じた医療機能の確保と連携の強化

(1) 病院それぞれの役割・機能の明確化

「病院機構の両病院は、地域に必要な病院として維持する」という市の基本方針に基づき、両病院とも、市南部あるいは北部それぞれの圏域において民間医療機関だけでは確保が困難な入院機能や救急受入をはじめとした不採算部門の医療機能を確保するとともに、引き続きその役割及び医療機能の維持を図ること。

ただし、各病院の診療圏域における人口動態や受療行動の変化が明らかで、病床利用率が低水準で回復の見込みがない場合などは、市全体の医療提供体制に関わることでもあるので、該当する病院のあり方や必要な医療機能について市と協議・検討すること。

(2) 病院ごとの実情に即した連携の強化

- ・ 地区医師会圏域内での医療機能の完結を目指した関係医療機関との連携を第一義とするが、地区医師会圏域内で完結できない医療機能については福山・府中二次保健医療圏域内の基幹病院等との連携により確保に努めること。
- ・ 上下地域においては、隣接する他の二次保健医療圏の基幹病院との連携関係が構築されていることから、医師・看護師等の派遣をはじめ更なる連携強化に努めるとともに、近接する公立病院等とも必要な連携に取り組むこと。

2 市の施策との連携及び医療提供体制の確保

(1) 健康寿命の延伸に向けた疾病予防の推進

市では、第5次総合計画『しあわせ府中2030プラン』及び「健康ふちゅう21」等の分野別計画に基づき、健診受診やフレイル予防・介護予防といった具体的な事業に積極的に取り組んでいる。

両病院においても、市の各種事業に積極的に協力することで、健診受診による早期発見、生活習慣の見直し及び日常的な運動による日頃からの健康づくり、及び、フレイル予防・介護予防による自立生活の延伸といった市民の健康づくりの好循環の確立に貢献すること。

(2) 市民の安心を守る医療提供体制の確保

① 救急医療対策

- ・ 府中市民病院は病院群輪番制へ参加することで、現在の二次救急医療体制の維持に努めること。
- ・ 府中北市民病院は上下地域の在宅当番医制に積極的に協力すること。
- ・ 対応が困難な重症救急患者への対応等に備え、両病院とも他の二次救急医療機関や三次救急医療機関との連携を強化すること。

② 災害時における医療対策

- ・ 両病院とも、事業継続計画（B C P）等に基づく訓練を毎年度必ず実施するとともに、非常時の医療提供並びに患者及び職員等の健康保持のために必要な食糧や資器材の備蓄に努めること。

③ 感染症等に対する医療対策

- ・ 平時から保健所や感染症指定医療機関等と連携し、新型感染症等の感染拡大時に両病院がそれぞれ担う役割を中期計画において明らかにするとともに、必要な機能の確保に努めること。
- ・ 公衆衛生上重大な健康被害が発生したときは、保健所長や市長の求めに応じ、行政、地区医師会及び関係機関等と予防及び対策に取り組めるよう連携体制の構築に努めること。

④ へき地の医療対策

- ・ へき地医療拠点病院である府中市民病院は、無医地区などへの巡回診療を継続して実施するとともに、へき地医療支援病院及び地域医療支援病院等との連携関係の維持・強化に努めること。

⑤ 周産期医療対策、小児医療対策

- ・ 両病院での婦人科及び小児科の外来診療、並びに婦人科検診を継続するとともに、医師確保に係る市の補助制度を活用するなどし、必要な医師の確保に引き続き粘り強く取り組むこと。
- ・ 福山・府中二次保健医療圏域内で周産期医療・小児医療を担う医療機関との連携を維持すること。

⑥ 在宅医療と介護等の連携体制

- ・ 両病院とも地域包括支援センター及び関係する医療・介護・福祉施設等と

密に連携して切れ目のない在宅生活の支援に努めるとともに、訪問サービス及びリハビリ機能の確保・充実に努めること。

- ・ 府中北市民病院のサービス付き高齢者向け住宅の利用促進に、引き続き努めること。

(3) ICT 技術の活用促進

- ・ オンライン診療の実施に当たっては、国や県が示す指針などに則った適切な診療を行うとともに、必要な環境整備を進めること。
- ・ オンライン診療以外にも、デジタル化技術を活用した新たなサービスの提供や業務の効率化策などに取り組むこと。

第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項

1 医師・看護師をはじめとした人材の確保

(1) 適正な医療・介護人材の確保

両病院の機能や役割を果たすために必要な人材（医師、看護師、医療技術員、介護職員及び事務職員等）を確保すべく、適正な人材の確保に努めるとともに、病院機構全体での効率的な人材の配置調整を行うこと。

(2) 働き方改革への対応

医師の労働時間管理の適正化に取り組むとともに、勤務する医師が働きやすい職場環境を整備するなど、職場としての魅力の向上に努めること。また、医師以外の職種についても、職員のワーク・ライフ・バランスの確保に努めること。

(3) 意欲的に働くことができる、働きやすい職場環境づくり

職員の意欲を引き出せる人事制度を構築するとともに、各種のハラスメントの防止など、職員が働きやすい職場環境づくりに積極的に取り組むこと。

2 市民から選ばれる病院づくり

(1) 患者サービスの向上

両病院で患者満足度調査を毎年度実施し、必要な改善策を講じるとともに、患者や来院者に対する職員の接遇向上に積極的に取り組むこと。

(2) より積極的な情報発信

病院機構及び両病院からの情報発信については、便利で分かりやすく、市民がより関心を持つ内容となるよう工夫するとともに、診療内容や治療実績など受診

につながる情報の提供に努めること。

また、医師をはじめとした人材の確保につながるような情報発信に努めること。

(3) 医療安全対策の徹底

職員の医療安全に対する知識向上に努め、積極的かつ組織的に医療安全対策を実施すること。

3 法人運営管理体制の確立

(1) コンプライアンスの遵守

全役職員に関係法令に対する正しい知識を浸透させ、法令を順守し公平性・透明性を確保した業務運営に努めること。

(2) 病院経営の強化及び病院機構の組織運営の安定化

病院経営に関する優れた専門知識を有する人材を適切に確保・育成して病院経営を強化するとともに、病院機構全体の組織運営の安定化を図ることで持続可能な医療提供体制の確保に努めること。

(3) 個人情報の保護及びサイバーセキュリティ対策の強化

個人情報の取扱いに際しては個人情報保護法をはじめとする関係法令に準拠し適切に対処すること。

また、「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等に基づき、サイバーセキュリティ対策の強化に努めること。

4 医療機能や連携の強化等に係る数値目標の設定

医療機能や医療の質、連携の強化等に係る数値目標については、両病院が果たすべき公的病院の役割に応じて適切な数値目標を中期計画に明記し、その達成に向けた取組を推進すること。

【検討すべき数値目標】

- (1) 医療機能に係るもの
- (2) 医療の質に係るもの
- (3) 連携の強化等に係るもの
- (4) 保健事業に係るもの

第4 財務内容の改善に関する事項

1 経営機能の強化による自立した病院運営

- ・ 公営企業型地方独立行政法人として、繰出基準に基づく市からの繰出(負担金)を除いては企業の経済性の発揮による独立採算制を目指し、経常収支の黒字化による財務基盤の安定化を図ること。
- ・ 各年度の収支計画及び具体的な経営指標の数値目標を策定したうえで、その達成に向けた具体的な取組を明らかにすること。

なお、数値目標の策定に当たっては、市からの繰出を除いた医業収支についても適切な目標水準を定めること。

【検討すべき財務内容の改善に係る数値目標】

- (1) 経営成績に係るもの
- (2) 収入確保に係るもの
- (3) 経費節減に係るもの
- (4) 経営の安定性に係るもの

2 計画的な設備投資

設備投資については、両病院の役割・機能の観点から必要性や適正な規模、維持管理費等について十分に検討することとし、中期目標期間中の設備投資計画を市と協議して策定し、計画的に推進することで長期借入金の残高が増加することがないよう努めること。

第5 その他業務運営に関する重要事項

1 地方独立行政法人化による病院運営改善の検証

地方独立行政法人化による病院運営改善の成果及び課題を検証し、中期計画に反映すること。

2 他の事項に係る数値目標の設定

中期目標に定めた事項以外の主要な項目についても、病院機構は必要に応じて中期計画において数値目標を設定すること。設定にあたっては、病院運営上の課題を十分に分析し、課題解決の手段としてふさわしい数値目標とすること。